

| No | 施策の総称<br>(32施策) | 主な事業<br>(69施策)    | 頁<br>数 | H29までの現状                                                                                                  | H29年度末の課題                                                                                                                                                                                          | 令和6年3月時点の課題                                                                                                                     | 令和6年度以降の方針                                                                                                                                                                                    | まとめ                                                                                                                                                                      |
|----|-----------------|-------------------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | (1)啓発活動の推進      | ① 意識啓発の推進         | 55     | 平成27年度に発達障害に関するパンフレットを作成し、市内小中学校の家庭に配布した。<br>平成28年度より、これまでの定例的な記事に加えて、計画的に広報香美、市ホームページにおいて、障害福祉について、周知した。 | 広報等に記事を掲載していますが、まだ市が行っている事業等の周知が不十分です。                                                                                                                                                             | 発達障害に関する周知は大幅進み、障害児通所支援の利用も増えてきた。義務教育が終了した後は、進学・就職と大きな分岐点に加え、制度の変わり目でもあるため、相談窓口が分かりにくいという声も聞かれた。今後は義務教育終了後から成人期への支援が課題となってきている。 | 香美市障害者自立支援協議会の子ども支援部会で、庁内外の関係機関で情報共有しながら、義務教育終了から成人期までのつなぎの支援について協議し、相談窓口の周知を主な目的としたパンフレットを作成する予定である。                                                                                         | 啓発活動については、発達障害に関するパンフレットの配布や人権広報誌を継続して配布を行い啓発を行ったが、じんけんフェスティバルやボランティア活動等のイベント活動による啓発は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け規模縮小や中止となり実施が十分に出来なかった。                                          |
| 2  |                 | ② 人権啓発の推進         | 55     | 6月・9月・12月・3月の年4回、人権広報「あけぼの」を発行し、人権啓発に努めている。<br><br>ふれあいじんけん学習会やじんけんフェスティバルで障害者の人権をテーマとした講演会等を実施した。        | 人権広報「あけぼの」については、市民にとって身近な広報になるよう努力しているが、まだまだである。読んでいただける広報になるよう、さらに紙面を工夫しなければならない。関係機関と連携を図りながら、さまざまな人権課題のひとつとして、機会あるごとに啓発を行っていく必要がある。<br><br>関係機関と連携を図りながら、さまざまな人権課題のひとつとして、機会あるごとに啓発を行っていく必要がある。 | 人権広報「あけぼの」については、市民にとって身近な広報になるよう努力しているが、まだまだである。<br><br>人権啓発は、その対象となる課題が多方面にわたっているため、毎年確実に障害のある方等の人権問題に係る啓発事業が実施できるとは限らない。      | 読者層を広げるため、「この人この話題」のコーナーにも若い世代にスポットをあてる。また、中学・高校生の子育て世代にも関心を持てる記事掲載に心掛ける。<br><br>各種イベントにおいては、そのときどきで関心の高い人権課題を中心にしながら、その他の課題を織り交ぜて啓発していく。あらゆる機会を逃すことなく、人権啓発に努める。他事業、他団体等と協同して新たな啓発の場や手法を創出する。 |                                                                                                                                                                          |
| 3  | (2)福祉教育・人権教育の推進 | ① 学校教育における福祉教育の充実 | 56     | 鏡野中学校とかがみの育成園との交流は、生徒会が中心となり継続している。                                                                       | ボランティア活動の推進は、十分とはいえない。また、協同学習・ボランティア活動の推進とともに、市としての具体的な推進プログラムがないので、学校単位の取組になってしまう。                                                                                                                | ・学校単位の活動になっており、市全体での取組には至っていない。                                                                                                 | ・学校教育の場を中心にした計画的な交流及び共同学習などを推進していきます。<br>・他機関と連携し、福祉教育の充実を促進していきます。                                                                                                                           |                                                                                                                                                                          |
| 4  | (2)福祉教育・人権教育の推進 | ② 人権教育の推進         | 56     | じんけんサークル「まごころ」では、香美市内中学生、高校生を対象に年10回程度の各種人権教育を行っている。                                                      | 参加希望者が年々減少傾向であることもあるが、障害者人権に関する内容を毎回盛り込めるわけではないので、他の活動や講座による福祉教育の充実が必要である。                                                                                                                         | テーマによって、学習レベル(知る・学ぶ・考える等)を変えて、人権意識の向上に努める。                                                                                      | 参加者に興味を持って貰える内容の検討や開催時期や曜日、時間の調整をすることで、増加に繋げていきたい。                                                                                                                                            | 生涯学習における福祉教育及び人権教育の推進については、じんけんサークル「まごころ」や生涯学習フォーラムの場において継続して福祉教育及び人権教育の推進を図ることができたが、新型コロナウイルスの影響を受け、年度によってはイベントの中止や参加者の減少が生じた。職員研修に関しては毎年、年1回以上は人権をテーマにした研修を実施することは出来た。 |
| 5  |                 | ③ 地域における福祉教育の充実   | 56     | じんけんサークル「まごころ」にてさまざまな人権についての学習の場を提供している。                                                                  | ボランティア活動への参加体験を促すような取り組みが必要となっている。                                                                                                                                                                 | 生涯学習の場等において、学習や体験活動を充実させていく必要がある。                                                                                               | 生涯学習フォーラムやじんけんサークル「まごころ」などの生涯学習の場において、障害や障害のある方との相互理解を深める学習を進めていきます。                                                                                                                          |                                                                                                                                                                          |
| 6  |                 | ④ 市職員の福祉に対する意識の高揚 | 56     | 職員研修のテーマとして、数年に1回程度取り上げている。平成27年度に「知的障害者施設」をテーマに職員研修を実施した。                                                | 業務の都合で全職員の受講が困難である。                                                                                                                                                                                | 業務の都合で全職員の受講が困難であるが資料の配布などで意識を高めていきたい。                                                                                          | 職員には、こうち人づくり広域連合の研修カリキュラムの中で障害者への理解を深めるための研修を受講させる。香美市が実施の職員研修でも障害者との関わりを学ぶための研修を企画していく。                                                                                                      |                                                                                                                                                                          |

| No | 施策の総称<br>(32施策)    | 主な事業<br>(69施策) | 頁<br>数 | H29までの現状                                                                         | H29年度末の課題                                                      | 令和6年3月時点の課題                                                                                                                      | 令和6年度以降の方針                                                                  | まとめ                                                                                                                                                       |
|----|--------------------|----------------|--------|----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7  | (1)権利擁護制度の利用促進     | ① 権利擁護制度の周知    | 57     | 包括支援センターと共同で、勉強会の開催している。<br>市広報誌や社会福祉協議会の広報紙に掲載し、周知を行っている。                       | 制度について、まだまだ認知されていない。                                           | 制度利用を希望される方は、生活が立ち行かなくなってきたからの相談が多く、早めの制度利用検討のための研修会を開催しても参加者が非常に少ない。<br>制度利用にあたっての費用負担が大きく、早め時期からの利用が進まない。<br>また、制度の担い手が不足している。 | 令和5年4月に権利擁護に係る中核機関を設置した。成年後見制度の周知についても機関の基本的な目的となっており、市社会福祉協議会と連携して取り組んでいく。 | 権利擁護制度利用を希望される方は、生活が立ち行かなくなってきたからの相談が多く、早めの制度利用検討のため周知が重要であった。また、令和5年4月に権利擁護に係る中核機関を設置し、成年後見制度の周知についても機関の基本的な目的となっていることから、併せて周知を行っていく必要がある。               |
| 8  | (2)障害を理由とする差別解消の推進 | ① 障害者差別解消法の推進  | 57     | 平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、障害者への差別的取り扱い及び合理的配慮の不提供の禁止が義務づけられた。                        | 制度について、十分認知されていない。<br>市役所窓口においても、手話や点字等を利用した各種申請等が可能な状況にない。    | 相談をうけても具体的な対策につなげることが非常に難しいこともあり、相談そのものが少ない。                                                                                     | 引き続き障害者差別の解消について広報していく。                                                     | 制度について十分に認知されていないこともあり、相談件数が全体的に少なかった。引き続き障害者差別の解消について法制度を広報していく必要がある。                                                                                    |
| 9  | (3)虐待の早期発見・防止対策の推進 | ① 障害者虐待防止の推進   | 57     | 福祉事務所に障害者虐待虐待防止センターを設置し、相談・通報の対応を行っている。<br>平成29年4月からは、香美市障害者虐待防止等連携協議会を毎年開催している。 | 関係機関と連携するための香美市障害者虐待防止等連携協議会が設置されたばかりで、虐待防止に向けたシステムの構築に至っていない。 | 近年、施設職員による虐待通告が増えてきているが、調査に係る事務負担が大きく通常業務に影響が出てくることがある。<br>また、制度上、調査のみで指導や処分が行えないことから虐待防止の取組の一貫性を欠く。                             | 引き続き、高齢部門と連携して障害者虐待防止の取組を進めていく。<br>虐待通告を受けた後の対応について、職員の能力向上に努めていく。          | 虐待の早期発見・防止対策の推進については令和3年8月に香美市高齢者虐待防止等に係る協議会と障害者虐待防止連携協議会を一本化した香美市権利擁護連携協議会を設置し、協議会を開催した。また高知県障害者虐待防止・権利擁護研修へ参加することにより、担当職員のスキルアップに繋げ、障害者虐待の通報への適宜対応を行った。 |

| No | 施策の総称<br>(32施策)                | 主な事業<br>(69施策)          | 頁<br>数 | H29までの現状                                                                                                                                                                                         | H29年度末の課題                                                                                                                                                                                         | 令和6年3月時点の課題                                                                                                                                                  | 令和6年度以降の方針                                                                  | まとめ                                                                                                                                     |
|----|--------------------------------|-------------------------|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 10 | (1)障害の<br>早期発見・<br>相談支援の<br>充実 | ① 子育て世<br>代包括支援<br>センター | 58     | 母子保健事業の取り組みの中で<br>障害の早期発見や相談支援の充<br>実を図ってきたが、妊娠期から子<br>育て期にわたる切れ目ない支援を<br>継続して行うために、市町村で子<br>育て世代包括支援センターの設<br>置が母子保健法の中で努力義務<br>となった。そのため、香美市でも平<br>成29年4月に子育て世代包括支<br>援センターすこやかを設置した。          | センターを設置し、母子保健コー<br>ディネーターを配置することにより、<br>特に妊娠期から産後早期について<br>の支援の充実を図った。今後、障<br>害の早期発見や相談支援の充実<br>のためには、保護者に気軽に相談<br>してもらえるよう、センターの周知を<br>はかるほか、地区担当保健師や<br>関係機関と連携しての支援が必要<br>となっている。              | 妊娠・出産～子育ての時期を通し<br>て、気軽に相談ができる場所として<br>子育て世代包括支援センターが認<br>識されるよう、様々な機会を通じて<br>周知を継続していく必要がある。<br>障害の早期発見や相談支援の充<br>実に向け、福祉部門や子育て部<br>門、医療機関等とも連携を継続し<br>ていく。 | 母子健康手帳交付や母子保健事業<br>等を通じて、子育て世代包括支援セ<br>ンターや、地区担当(エリア担当)の紹<br>介を行い、周知をはかる。   | 障害の早期発見・支援の充実につ<br>いては出生届出、新生児訪問、各<br>種母子保健事業の機会、母子健<br>康手帳交付時に必要な情報提供<br>及び子育て世代包括支援センター<br>の周知を行い、保護者が気軽に相<br>談してもらい、早期支援の充実を<br>図った。 |
| 11 |                                | ② 訪問・相<br>談支援           | 58     | H28年度から全妊婦について助産<br>師の電話相談を行い状況把握や<br>保健指導を行っている。産後は、<br>新生児期の訪問を目指している。<br>家庭訪問以外に保育所等へも訪<br>問し連携しながら支援を行ってい<br>る。早産児等については状況に応<br>じて入院先の病院訪問を実施し<br>地域生活につなげている。                               | 障害や発達の遅れのある児童につ<br>いて早期支援につなぐことができる<br>よう保護者の相談に対応している<br>が、関係機関との連携による相談<br>支援体制の充実がさらに必要と<br>なっている。                                                                                             | 出産前後の母子の健康状態をタイ<br>ムリーに共有し、早期に支援ができ<br>るよう、医療機関との連絡体制を整<br>えていく。<br>産後早期の訪問を実施し、発育や<br>育児に関する不安に寄り添い、保護<br>者との関係性を構築していく。                                    | 庁内関係部署や医療機関との情報<br>共有を継続していく。<br>訪問をはじめ育児相談などの母子保<br>健事業を通じて、相談支援を継続す<br>る。 |                                                                                                                                         |
| 12 |                                | ③ 乳幼児健<br>康診査           | 58     | 4か月児、10か月児、1歳6か月<br>児、3歳児を対象に、毎月それぞ<br>れ1回ずつ乳幼児健康診査を実<br>施している。健診において発達障<br>害が疑われる乳幼児に対しては、<br>保護者へののびのび相談室の紹<br>介や連絡をとっておきフォローを行っ<br>ている。                                                       | 1歳6か月児健康診査と3歳児健<br>康診査の受診率においては、全国<br>平均からするとやや低い値となっ<br>ている。また、医療機関で受診し、<br>市の健診は受診に至らない場合も<br>ある。母子健康手帳交付時や新<br>生児訪問時に乳幼児健診の周知<br>を図るほか、未受診者および医療<br>機関で受診した者への状況把握<br>を行っていくことが必要である。          | コロナ禍で中止していたフッ素塗布に<br>ついて、新型コロナウイルス感染症の<br>5類以降に伴い、適切な感染予防<br>対策を講じながら、再開する必要が<br>ある。                                                                         | 引き続き、健診の受診勧奨、健診時<br>の適切なスクリーニングや指導、事後<br>フォロー、集団健診未受診者の状況<br>把握などを行っていく。    |                                                                                                                                         |
| 13 |                                | ④ のびのび<br>相談室           | 58     | H26年度からH29年度は、高知ギ<br>ルバーク発達神経精神医学セン<br>ターの研究協力の一環で、医師に<br>よる二次健診とのびのび相談室を<br>複合させた事業を実施した。研究<br>協力終了後は、月1回保健師・<br>心理士・保育士等で個別相談を<br>実施している。加えて、来所対応<br>だけでなく、保育所等へ専門職が<br>訪問し、助言をもらう方法も開始<br>した。 | 二次健診が終了したが、医療機<br>関受診待ち期間は長く、家庭での<br>関わりや保育所等での療育的な<br>支援が重要となっている。今後の<br>のび相談室において、必要な児童<br>には医療機関受診や療育をすす<br>めていくことに加え、家庭や保育な<br>ど日々児が過ごす場での関わりの<br>助言や保護者の気持ちに寄り添<br>った支援を充実することが必要となっ<br>ている。 | 相談対応時の、児童の発達の見立<br>てや保護者への助言に関して、保健<br>師のスキルアップを図る必要がある。                                                                                                     | 心理士の助言を受けながら、保健師<br>のスキルアップを図り、児童の成長発<br>達や保護者への支援を継続していく。                  |                                                                                                                                         |
| 14 | (2)早期療<br>育の支援                 | ① 早期療育<br>の充実           | 58     | 1.6歳児・3歳児健診で<br>「ESSENCE」の視点をを用いてスク<br>リーニングし、要経過観察や再検<br>査など児の状況に応じて対応をし<br>ている。<br>また、必要に応じて児童発達支援<br>などのサービスにつなぎ、早期療育<br>の体制の充実に努めている。                                                        | 香美市内には児童発達支援の事<br>業がなく、サービスを利用しづらい<br>状況にある。                                                                                                                                                      | 専門機関や障害児通所支援につな<br>がるまでの待ち時間が長い場合が多<br>い。                                                                                                                    | 身近な相談の場である乳幼児健診<br>やのびのび相談室を継続し、関係機<br>関と連携しながら、必要時にはでき<br>るだけ早期に適切な療育に繋げる。 | 早期療育の支援については、健康<br>受診促進を行い、早期療育が必要<br>な場合は児童発達支援について紹<br>介を行い早期に適切な療育に繋げ<br>ることができた。                                                    |

| No | 施策の総称<br>(32施策)          | 主な事業<br>(69施策)      | 頁<br>数 | H29までの現状                                                                                                   | H29年度末の課題                                                | 令和6年3月時点の課題                                                                                                             | 令和6年度以降の方針                                                                                                                                        | まとめ                                                                                                                                                                                    |
|----|--------------------------|---------------------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 15 | (1)障害のある児童への保育と特別支援教育の充実 | ① 保育環境の充実           | 59     | 各保育園の状況等をヒアリングし、必要な加配保育士の配置を行っている。<br>また、児童が安全に集団保育できるよう保育士補助員の雇用も必要に応じて講じている。                             | 保育士資格を有する人材の確保が困難となってきた。                                 | 個別支援から集団の中での支援への至りにくさがあるため、クラス全体の子どもにとって過ごしやすい環境づくり等が必要となっている。                                                          | 直接保育園と関わる機会をもち、支援方法を提示して活用できるものになるようにする。現在、特別支援担当保育士などの保育士のみを対象に行っている研修を保育士以外にも参加できるように検討していく。                                                    | 障害のある児童への保育と特別支援教育の充実については、年度当初に入所決定している児童については保育士・保育士補助員を加配し環境の充実を行う事が出来たが、年度途中に入所が決まったケースでは待機となった事例もあった。また特別配置コーディネータの2名での運用を目標としていたが、令和4年度中に達成することができ、配慮支援を必要としている家庭や子供に支援することができた。 |
| 16 |                          | ② 保育職員の資質向上         | 59     | 香美市単独の研修(ティーチャーズ・トレーニング等)や、県等が主催する研修に参加するなどして資質の向上に努めている。また、研修に参加しやすい環境を整えるため、研修に出席した職員の代替職員の雇用等の対応を講じている。 | 臨時職員や非常勤職員の資質向上の取組み。                                     | 各部会でそれぞれに応じた県等主催の研修へ参加することを予定していたが、行事と研修の日程が重なったり、新型コロナウイルス感染症の状況により参加できないことが多かった。                                      | 個人の知識や技能を修得し、資質の向上を図ることで保育全体の質の向上につながるよう、今後も専門家による講義の実施や研修への積極的な参加を推進する。                                                                          |                                                                                                                                                                                        |
| 17 |                          | ③ 特別支援保育コーディネーターの配置 | 59     | 特別支援保育コーディネーターを1名雇用。保育園や関係機関と連携し、支援会議の開催、引継ぎシートの作成支援等就学に向けての支援を行った。                                        | コーディネーター2名での運用を目指しているが、雇用に至っていない。適正を有する人材の確保が課題となっている。   | 特別支援保育コーディネーターを2名雇用。保育園や関係機関と連携し、支援会議の開催、引継ぎシートの作成支援等就学に向けての支援を行っているが、手立てや支援が少しずつ進みつつある一方、各園や各保育士によっての格差もみられる。          | 引き続き、特別支援保育コーディネーターの2名雇用を継続していく。実際に保育士と一緒に保育をしながら就学支援の方法を提示していく。                                                                                  |                                                                                                                                                                                        |
| 18 |                          | ④ 教育環境の充実           | 59     | 香美市教育支援委員会を年間3回実施している。                                                                                     | 年度当初からの計画的な就学指導、低学年からの早期対応が不足している。                       | ・ICTを活用した個々の学びの特性への対応に課題がある。                                                                                            | ・個別最適な学びを実現するためのICTの活用方法について通級指導担当教員を中心に実践事例を共有できるようにし、支援を必要とする児童生徒の学力保障に努めます。<br>・UDの視点に基づいた教室環境を整備するとともに、合理的配慮についても理解を深め、児童生徒が安心できる居場所づくりを行います。 |                                                                                                                                                                                        |
| 19 |                          | ⑤ 学校教職員の資質向上        | 59     | 特別支援教育学校コーディネータ研修を年間4回実施している。                                                                              | 特別支援教育学校コーディネータの力量に差がある。                                 | ・特別支援コーディネーターの役割の重要性と若年層のコーディネーター担当教員の増加している。                                                                           | 学校長のリーダーシップのもと、校内で特別支援教育に対する教職員の理解を図ります。また、コーディネーター研修等を通じて、市内のコーディネーターが連携を図り、支援の質を担保できるようにするとともに、マニュアル等を作成・共有・活用して、特別支援教育の推進を周知徹底します。             |                                                                                                                                                                                        |
| 20 |                          | ⑥ 家庭との連携強化          | 59     | 家庭との信頼関係構築に努力し、相互理解を図れる関係性を築きながら、個別支援計画作成等を行っている。                                                          | 子どもの状況を共通理解するために、保護者への情報提供等の仕方を工夫し、より子どもに対する理解が深まるようにする。 | 個別指導計画を作成するためだけのものではなく、活用するものにしたいが、実際の保育での実践につながりにくさがある。<br>また教育相談の対象児が支援級検討児に絞られたことによって、保護者と直接話をしたり、相談したりできる機会が少なくなった。 | 早期支援について保育園主体で作成できるものになるように、保育士の研修や支援を行っていく。また、個別指導計画作成以外の気になる子どもの見取りについても取り組んでいく。                                                                |                                                                                                                                                                                        |

| No | 施策の総称<br>(32施策)             | 主な事業<br>(69施策)                  | 頁<br>数 | H29までの現状                                                                                                                                                                                               | H29年度末の課題                                                       | 令和6年3月時点の課題                                                                                               | 令和6年度以降の方針                                                                                                                                             | まとめ                                                                                                                                   |
|----|-----------------------------|---------------------------------|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 21 | (2)支援が<br>継続する体<br>制づくり     | ① 関係機関<br>との連携に<br>よる一貫性<br>の確保 | 60     | 関係機関と連携が取れるよう、市役所内の関係部署による協議の場を年3回程度開催し、障害児に対する情報を共有している。<br>また、特別支援保育コーディネーターを配置し各保育園等への支援を行い就学に向けて適切な引き継ぎができるよう体制を整えている。                                                                             | 特別支援保育コーディネーターの適正人数の確保にいたっていない。                                 | 支援の必要な子どもの増加に伴い、特別支援保育コーディネーターや特別支援担当保育士の引継ぎシート作成等の事務負担が増えてきている。                                          | 保育園主体で支援できるものになるように、保育士の研修や支援を行っていく。健康推進課(保健師)・福祉(児童発達支援センター等)・教育(就学指導事務担当者等)との連携強化を図り、保健師とさらに連携、情報共有することで、教育相談対象にはならない子どもや家庭、乳幼児健診フォロー児への支援や手立てを考えたい。 | 支援が継続する体制づくりについては、香美市教育支援ファイルの作成及び支援会議を適宜実施し、関係機関との連携も図りながら継続的な支援を実施したが、支援ファイルに基づいた支援は中学校卒業で終了となることから、高校入学時以降の支援について課題を抱えている。         |
| 22 |                             | ② 香美市教育支援ファイルの作成                | 60     | 定期的に支援会議を開催し、関係機関とともに支援状況を確認している。                                                                                                                                                                      | 支援会議の増加による学校現場が多忙となっている。                                        | 支援会議の増加による学校現場の多忙化<br>(会議の質を担保)                                                                           | 個別的教育支援計画・個別の指導計画が、日々の学校活動(授業等)に反映され、子ども達の学びが保障されるように努めます。                                                                                             |                                                                                                                                       |
| 23 |                             | ③ 庁内連携の体制整備                     | 60     | 支援が必要と思われる、保護者の同意が得られた発達障害児について、「香美市支援ファイル」を作成し、保育園や学校等で保護者や関係機関が集まり支援会議を開催し、情報共有や支援方法の検討などを行っている。また、保育園から小学校、小学校から中学校などの移行時には移行支援会議を行い、支援が引き継がれていくようにしている。<br>年3回程度庁内連絡会を開催し、関係各課が集まり、体制整備に向けて協議している。 | 中学校卒業後の高校へのつなぎが難しい。また、保護者の同意が得られにくい場合や、保護者も含めて支援が必要な場合が多くなっている。 | 香美市支援ファイルの取り扱いについては一定整理された。今後は、義務教育終了後から成人期にかけて就労や生活に係る支援にスムーズにつながる仕組みづくりが課題となっている。                       | 義務教育終了後から成人期を対象に就労・生活支援の相談窓口の周知を目的として、パンフレットを作成する予定である。                                                                                                |                                                                                                                                       |
| 24 | (3)医療的<br>ケアを必要とする子どもたちへの支援 | ① 医療的ケアを必要とする子どもたちへの支援体制の整備     | 60     |                                                                                                                                                                                                        | 医療的ケア児の協議の場の設置の必要がある。                                           | 医療的ケア児についての協議は未実施である。ただし県の調査により対象児は把握しており、必要に応じて関係機関と情報共有できている。                                           | 香美市障害者自立支援協議会の子ども支援部会を活用し、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律について学習し、関係機関の連携を強化していく。                                                                              | 令和3年度に香美市障害者自立支援協議会の子ども支援部会を設置し、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律について学習し、関係機関との連携を強化することができた。                                                  |
| 25 | (1)健康づくり事業の推進               | ① 健康相談事業                        | 61     | 健康に関する相談について、保健師や管理栄養士等が訪問や来所及び電話で対応している。                                                                                                                                                              | 相談窓口の周知が不十分である。<br>自身の健康に対して無関心な方へのアプローチが不足している。                | 健康まつりやゲートキーパー養成研修がコロナの影響で数年継続してできていない期間があったが、継続して実施できるよう関係機関にも働きかけが必要となっている。相談窓口のちらしを地域の集い等へも配布し広く周知していく。 | 本課だけでなく庁内の関係機関と連携しながら、それぞれの機関の役割の中でできる啓発活動を行ってもらえるような働きかけていく。                                                                                          | 健康づくり事業の推進については、健康まつりやゲートキーパー要請研修が新型コロナウイルスの影響で数年継続して実施できない期間が続いた。各種検診の受診勧奨や健康相談を実施したが、自身の健康に対して無関心な方へのアプローチが不足しており、今後も継続的な広報を実施していく。 |
| 26 |                             | ② こころの健康づくり                     | 61     | 保健師が、精神保健に関する相談を受け付け、必要な場合は訪問を行っている。                                                                                                                                                                   | 相談窓口が不十分である。<br>精神障害のある方が、地域で安定した生活ができるための支援が不足している。            | 談窓口や健康周知などの啓発活動は継続実施しているが、固定化されており、相談窓口のちらしを地域の集い等へも配布し広く周知していく。                                          | 個別支援は関係機関と情報共有し、連携しながら行っている。地域の受け皿づくりや仕組みづくりなど協議しながら検討を行っていく。                                                                                          |                                                                                                                                       |

| No | 施策の総称<br>(32施策)     | 主な事業<br>(69施策)                | 頁<br>数 | H29までの現状                                                                                                                                                                        | H29年度末の課題                                                          | 令和6年3月時点の課題                                                                                                                                       | 令和6年度以降の方針                                                                             | まとめ                                                                                                                                                                          |
|----|---------------------|-------------------------------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 27 | (2)スポーツ・レクリエーションの振興 | ① スポーツ・レクリエーションの普及            | 61     | 毎年、香美市軽スポーツ大会でグラウンド・ゴルフを実施しており、その中で「白ゆりの部」を設けて表彰しており、数人が参加されている。毎年、各種のスポーツやレクリエーションの体験ができるイベントであるファミリースポーツフェスティバルを開催しており、障害者スポーツセンターから「ビームライフ、スロービー、ハンドサイクル」をお借りして、体験していただいている。 | 障害者と健常者とのスポーツ交流が少なく、参加者も少ない。                                       | 毎年、香美市軽スポーツ大会でグラウンド・ゴルフを実施しており、白ゆりからの参加も募っている。<br>各種のスポーツやレクリエーションの体験ができるイベントであるファミリースポーツフェスティバルを開催しており、障害者も参加できるスポーツとして、ボッチャやスロービー等の体験していただいている。 | 障害者と健常者とのスポーツ交流が少なく、参加者も少ない。                                                           | 香美市軽スポーツ大会の開催及び高知県障害者スポーツ大会の参加の支援を行ったが、両大会共に新型コロナウイルスの影響を受け参加者の減少や大会に中止となった。障害者と健常者のスポーツ交流が少なく、参加者も少ないという課題があるため情報提供を行い、交流を増やしていく必要がある。                                      |
| 27 |                     |                               | 61     | 高知県障害者スポーツ大会参加への支援を行っている。<br>また、香美市チームを参加させている。                                                                                                                                 | 香美市チームに、香美市民が少ない。                                                  | 香美市チームの参加は継続できているが、新型コロナウイルス感染症の影響から、スポーツに参加する機会が一時的に減っていることも想定される。今まで参加してくださっている方が、今後も参加できるよう支援を継続するとともに、より多くの方への情報提供を行う必要がある。                   | 高知県障害者スポーツ大会参加への支援(案内・申込等)を継続する。<br>そのほかの障害者スポーツイベントについても、ホームページに積極的に掲載する等を通して、普及に努める。 |                                                                                                                                                                              |
| 28 | (3)保健・医療活動の推進       | ① 医療体制の充実                     | 62     | 障害のみならず、疾病の予防から治療、リハビリテーションに至るまでの一貫した保健・医療サービスの提供が図れるよう、関係機関と協議・連携しながら医療体制の確保に努めている。                                                                                            | へき地医療の維持を含む、医療サービスの格差がある。                                          | 必要時には、関係機関と連携協力しながら対応できている。                                                                                                                       | 関係機関と地域課題についての共通認識を持ち、個別支援での関わりだけでなく、地域の中で福祉資源等の発掘や資源の整理等を進めていく。                       | 保健・医療活動の推進については、疾病の予防から治療、リハビリテーションに至るまでの一貫した保健・医療サービスの提供が図れるよう、関係機関と協議・連携しながら医療体制の確保に努めた。また、難病患者の対応は中央東福祉保健所と連携し訪問や健康相談を実施した。個別支援での関わりだけでなく、地域の中で福祉資源等の発掘や資源の整理等を検討する必要がある。 |
| 29 | (3)保健・医療活動の推進       | ② 難病の方への支援                    | 62     | 中央東福祉保健所と連携し、保健所職員と一緒に訪問や健康相談を実施している。                                                                                                                                           | 難病患者の対応は、県が主体となっているため、患者リストは災害用に県から提供されているが、目的も違うため、全数の把握には至っていない。 | 難病患者の対応依頼が県からなかった。また難病患者の全数把握が出来ていない。                                                                                                             | 災害時等を踏まえ難病等の対象者リストを確認し、地区担当エリアで把握する。                                                   |                                                                                                                                                                              |
| 30 | (1)経済的負担の軽減         | ① 自立支援医療(更生医療、精神通院医療、育成医療)の給付 | 62     | 障害者手帳取得時に、しおりにより周知をしている。                                                                                                                                                        |                                                                    | 形骸化した事務が多く、業務の効率性が著しく低い状況であるが、国、県の制度見直しが全く実施されない。                                                                                                 | 福祉事務所内の事務処理の効率化を可能な範囲で進めていく。                                                           | 経済的負担の軽減については、自立支援医療の給付及び、福祉医療の給付を行い実施した。今後もニーズに応じながら適正に給付等を行い、制度についての周知は広報誌及び市のホームページに掲載を行った。                                                                               |
| 31 |                     | ② 福祉医療の給付                     | 62     | 市広報誌及び市ホームページに掲載し、周知を行っている。                                                                                                                                                     | 障害者手帳の取得状況や転出・転入等の住民異動情報取得のため関係部署との連携が必要となっている。                    | 引き続き、障害者手帳の取得状況や転出・転入等の住民異動情報取得のため関係部署との連携が必要である。                                                                                                 | 今後とも制度に合わせ、適正に実施していく。                                                                  |                                                                                                                                                                              |

| No | 施策の総称<br>(32施策)       | 主な事業<br>(69施策)       | 頁<br>数 | H29までの現状                                                                                                          | H29年度末の課題                                                                         | 令和6年3月時点の課題                                                                                                                                   | 令和6年度以降の方針                                                                  | まとめ                                                                                                                                     |
|----|-----------------------|----------------------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 32 | (2)福祉用具の普及促進と利用支援     | ① 日常生活用具の給付          | 62     | 障害者手帳取得時に、しおりにより周知をしている。                                                                                          | 既に取得している方への周知が難しい。                                                                | 身体障害者手帳の交付が条件になっている場合は、手帳の取得まで数ヶ月を要することから、この間の給付ができずに、自己負担となるケースがみられる。<br>耐用年数の定めが明確になっていないことから基準額や種目(物品)の見直しには、種目に対する専門性が必要であるが、相談できるところがない。 | 耐用年数の設定について、要綱の見直しを検討していく。                                                  | 福祉用具の普及促進と利用支援については、日常生活用具の給付及び補装具の給付を行うことにより支援を行った。                                                                                    |
| 33 |                       | ② 補装具の給付             | 62     | 障害者手帳取得時に、しおりにより周知をしている。                                                                                          | 既に取得している方への周知が難しい。                                                                | 制度が十分に周知されていない。<br>担当職員の補装具への知識が求められるが担当者の変更が比較的短期間である。                                                                                       | マニュアルの作成等事務処理を見直していく。                                                       |                                                                                                                                         |
| 34 | (1)日中活動や芸術・文化・余暇活動の充実 | ① 活動・発表の場の確保         | 63     | 美術館において、香美市芸術祭文化展で、福祉ブースを設け障害者団体の発表の場を確保している。                                                                     | 福祉施設職員の担当者により、出展数変動することがあるため、担当者との連携を密にし持続的な協力要請が必要となっている。                        | コロナ禍において、活動を控えたり、縮小せざるをえない状況がありました。障害のある方もない方も相互に理解を深める機会の確保が課題です。                                                                            | 引き続き、障害のある方及び障害者団体が成果発表の場を確保できるよう、参加を広く呼びかけるよう努めます。                         | 日中活動や芸術・文化・余暇活動の充実については、各イベント等が新型コロナウイルスの影響を受け中止や利用者数減少となった年度もあったが、5類感染症移行後はコロナ禍前と同水準の利用者に戻りつつあった。他機関と連携し障害の有無にかかわらず集える場所の確保がしていく必要がある。 |
| 35 |                       | ② 余暇活動への支援           | 63     | 香美市立美術館や吉井勇記念館については、入館料が障害者手帳保持者とその介助者1名までが無料としている。                                                               | レクリエーション事業の実施は難しい。<br>また、任意団体への香美市立美術館や吉井勇記念館の減免は難しい。                             |                                                                                                                                               | 障害を持つ方が、各文化施設へ気軽に訪れることができるよう継続していきます。                                       |                                                                                                                                         |
| 36 |                       | ③ 地域活動支援センター事業の実施・充実 | 63     | 地域活動支援センター「香美」へ委託している。                                                                                            | 立地的に公共交通手段が乏しい。                                                                   | 利用要件について、市内に居住地がある障害者等が利用ができるが、市内のセンターの利用ができない場合等の取り扱いについて近隣市町村のセンター利用ができるように調整が必要である。                                                        | 引き続き、障害者等へ地域生活支援の促進ができるよう支援するとともに、多様なニーズに沿った柔軟な事業実施・充実に努める。                 |                                                                                                                                         |
| 37 |                       | ④ 居場所づくりの支援          | 63     | 障害デイサービスは、それぞれ月1回実施している。ぶちカフェ・アトリエはボランティアの協力のもと行っている。メンバーは介護保険利用者や障害福祉サービスの利用者、医療機関のデイケア利用者など、他にも利用先がある人が多くなっている。 | 参加者を増やす声掛けを続けてきたが、参加者の固定化・高齢化がみられる。ぶち・カフェは当初の目的を達成し、ほとんどのメンバーが自身にあった居場所で活動ができている。 | 地域実情も経年変化していく中で、障害保健事業としてのしらすき会の運営には限界がある。未受診で診断はないが発達障害特性や就学、就職の行き詰まりなどから引きこもっている、生きづらさを抱えているケースに対する手立てがない。                                  | 社会福祉協議会と連携し、障害の有無に関わらず集える居場所の確保が必要。他の地域の関係機関とも情報共有しながら、相談支援部会などの中で模索検討していく。 |                                                                                                                                         |
|    |                       |                      |        | 地域サロンやサロンイベントを開催し、住民同士が主体的に参加し交流できる居場所づくりに取り組んでいる。ボランティアと協働して地域の新しい集いの「出前カフェ」の開催ができた。                             | 参加者が高齢者中心となっており顔ぶれの変化がない。                                                         | 高齢者の利用がほとんどで、今後は、引きこもりや障害者等、地域のニーズを把握し、状況に応じた運営が必要である。                                                                                        | 関係機関と地域の課題について情報共有を行い、地域の実情に応じた行っていく。<br>香美市内の7歳から18歳までの児童による利用増加を目指す。      |                                                                                                                                         |

| No | 施策の総称<br>(32施策)    | 主な事業<br>(69施策)       | 頁<br>数 | H29までの現状                                                                                     | H29年度末の課題                                                                  | 令和6年3月時点の課題                                                                                             | 令和6年度以降の方針                                                    | まとめ                                                                                                                   |
|----|--------------------|----------------------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 38 | (2)移動手段の確保と参加機会の拡充 | ① 移動の支援              | 64     | 香美市移動支援事業に取り組んでいる。                                                                           | 市町村の裁量権が強く、利用者、相談員等関係者が他市との違いに困惑している。                                      | 新型コロナウイルス感染症が蔓延して以降利用者は減少している。本事業についての周知が必要である。                                                         | 本事業について、周知を行い、普及を図っていく。                                       | 移動手段の確保と参加機会の拡充については、新型コロナウイルスの影響を受け外出機会の減少に伴い、利用者減少の傾向があった。また各事業の制度について知らない方が多くいたため、周知の徹底が必要である。                     |
| 39 |                    | ② 自動車運転免許取得・改造費への助成  | 64     | 香美市障害者自動車運転免許取得・自動車改造助成事業に取り組んでいる。                                                           | 十分な周知がされていない。                                                              | 申請をしたものの、体調面等で免許取得に至らなかった事案がある。また、本事業についての周知が必要である。                                                     | 引き続き、本事業について実施・周知を行い、障害のある方の社会参加につなげる。                        |                                                                                                                       |
| 40 |                    | ③ 福祉タクシー利用券の交付       | 64     | 申請者は増加している。透析は市外での利用も認めている。運転免許証を返納した方も認めている。                                                | 最寄の量販店が減りつつあり今後ますます需要が高まると思われるため、今後とも周知が必要がある。市外でも使えるようにという要望があるが、財政的に厳しい。 | 前年度より申請者数は増加しているが、今まで事業を知らなかった方もいたため、対象条件や利用条件を緩和したことを含め、更なる周知が必要。                                      | 継続して普及を図っていく。                                                 |                                                                                                                       |
| 41 |                    | ④ 選挙における投票者への配慮      | 64     | 投票所のスロープの設置等の改修は、ほぼ完了している。                                                                   | 郵便投票制度について、十分周知されていない。                                                     | 高齢者や障害者等、誰もが投票しやすい環境整備をさらに行う必要がある。                                                                      | 他自治体の事例等を参考にして、誰もが投票しやすい環境整備をさらにすすめていく。                       |                                                                                                                       |
| 42 |                    | ⑤ 公共交通機関の運賃割引制度等の周知  | 64     | 障害関係の相談機関を通じての周知のほか、障害者手帳取得時に、高知県作成の「福祉のしおり」を手渡し、割引制度についても説明している。                            | 既に取得している方への周知が難しい。                                                         | 前回同様、既に取得している方への周知が難しい。                                                                                 | 市広報誌や香美市公式ホームページへ掲載し、周知を図る。                                   |                                                                                                                       |
| 43 | (3)障害者団体の活動支援      | ① 障害者団体や自主グループ等の活動支援 | 64     | 香美市身体障害者連盟に対し、補助金を支出している。障害者団体・家族会の代表者に障害者自立支援協議会委員を委嘱している。自主グループについては、それぞれのグループが自主的に活動している。 | 障害者団体・家族会・保護者会の構成メンバーの高齢化、減少に伴い、会が弱体化している。                                 | 団体構成員の高齢化、減少傾向であるため構成員の増加が課題。                                                                           | 継続して、事業を実施する。                                                 | 障害者団体の活動支援については、香美市身体障害者連盟に補助金を毎年交付した。                                                                                |
| 44 | (1)一般就労の拡大         | ① 障害者雇用の促進           | 65     | 改正法について、香美市公式ホームページ及び市広報誌に掲載している。                                                            | 企業において、障害者を指導するための人員配置が難しいことや、即戦力とならないということを理由に、雇用を控えている企業が多い。             | 障害者に対する就労支援はさまざまな機関が行っており、本人の特性、能力、意向に合わせた情報提供が必要と思われる。また、一般相談の内容からも就労に関するニーズは多く、障害者の雇用の促進や拡大が課題となっている。 | 令和5年度香美市障害者自立支援協議会の部会として、就労支援部会を立ち上げ、障害者の就労支援について協議していく予定である。 | 一般就労の拡大については、令和5年度香美市障害者自立支援協議会の部会として、就労支援部会を立ち上げ、障害者の就労支援について協議した。般相談の内容からも就労に関するニーズは多く、障害者の雇用の促進や拡大について協議していく必要がある。 |
| 45 | (2)雇用・就労の支援        | ① 関係機関との連携による就労支援    | 65     | 就労を希望する障害者やその家族から相談があった場合には、障害者就業・生活支援センター等の機関を紹介している。                                       | 障害者就業・生活支援センターの人員に対して、利用者数が多いことから、十分な支援ができていない。                            | 障害者就業の就労定着に向けた取組も必要である。                                                                                 | 引き続き、関係機関と連携を図り、円滑な就職、就職定着に結びつように支援する。                        | 目標であった、就労移行支援利用者1(人/月)以上は達成することができた。また、物品等の優先調達の推進については障害者就労施設等と連携し、公共団体への受注促進を努めていく必要がある。                            |
| 46 |                    | ② 物品等の優先調達の推進        | 65     | 香美市として、クリーニング、清掃業務等の委託、物品の購入をおこなっている。                                                        | 需要と供給のマッチングのためのすり合わせが必要となっている。                                             | 引き続き、需要と供給のマッチングのためのすり合わせが必要である。                                                                        | 引き続き、障害者就労施設等と連携し、公共団体への受注促進に努める。                             |                                                                                                                       |



| No | 施策の総称<br>(32施策)    | 主な事業<br>(69施策)           | 頁<br>数 | H29までの現状                                                                                                                                   | H29年度末の課題                                                                                                           | 令和6年3月時点の課題                                                           | 令和6年度以降の方針                                                                                                               | まとめ                                                                                                                                                                             |
|----|--------------------|--------------------------|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 47 | (1)相談支援体制の充実       | ① 障害者相談支援事業の充実           | 66     | 地域活動支援センター「香美」へ委託している。                                                                                                                     | 立地的に公共交通手段が乏しい。                                                                                                     | 前回同様、立地的に公共交通手段が乏しい。                                                  | 引き続き、事業を実施する。また、研修等への参加を推進し専門性の強化に努める。                                                                                   | 相談窓口の充実については、様々な窓口で個別の相談を受けており、それぞれの機関が対応している。問題の категория が細分化しており、障害者・障害児が抱える問題は複合的になっている。そのため、相談を受ける部署同士、機関同士は事例検討を行う等の連携が重要となってくる。事業を実施していく上で、研修等への参加を推進し専門性の強化をしていく必要がある。 |
| 48 |                    | ② 身体障害者相談員、知的障害者相談員の体制整備 | 66     | 毎月第1金曜日にプラザ八王子で身体障害者相談を実施している。                                                                                                             | 相談に来る人がいない。                                                                                                         | 相談に来る人が少ない。                                                           | 引き続き障害者相談を実施・周知していく。                                                                                                     |                                                                                                                                                                                 |
| 49 |                    | ③ ケアマネジメント※体制の充実         | 66     | 隔月で指定特定相談支援事業所連絡会を開催している。平成27年4月に高知市、南国市、香南市と共同で、「計画相談支援取り扱いの手引き」を作成した。                                                                    | 制度の施行から一定の間を得たことから、協議の内容が高度化しつつあり、既存の構成員だけでは問題解決が難しくなりつつある。市内の相談支援専門員、特に障害児を担当できる専門員が不足しており、新規案件の受け入れが難しい状況が出てきている。 | 市内の相談支援専門員、特に障害児を担当できる専門員が不足しており、新規案件の受け入れが難しい状況が出てきている。              | 引き続き、障害の多様化・複雑化や家族の状況等、様々なニーズに対応できるよう、相談支援専門員間の連携を強化するとともに、資質向上を図ります。                                                    |                                                                                                                                                                                 |
| 50 | (2)障害者自立支援協議会の体制強化 | ① 香美市障害者自立支援協議会の運営       | 66     | 全体会を年2～3回、相談支援部会を年4回、情報共有定例会を年8回開催している。相談支援部会での課題整理後、子ども支援部会などで、発達障害啓発パンフレットや、相談員向けの福祉就労パンフレットを作成し、配布した。また、居住支援部会において障害者の住居の確保について、研究を行った。 | 地域課題の抽出、解決に繋げることが難しい。                                                                                               | 地域課題の抽出、解決に繋げることが難しい。                                                 | 地域の関係機関との連携強化を図るとともに、障害のある方等の支援施策について検討します。また、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の進捗状況について研究・検証を行います。相談支援部会をはじめとする専門部会の充実を図り、体制強化に努めます。 | 障害者自立支援協議会においては、香美市障害者自立支援協議会や相談支援部会で地域課題の抽出・協議を行い課題の解決を図ったが、個人情報等の運用がハードルになることもあり解決に繋がらない場合があった。                                                                               |
| 51 | (1)情報提供の充実         | ① 障害に応じた情報提供の充実          | 67     | 見やすさ、文字の大きさにも配慮したホームページを作成している。音声ブラウザの利用者に向けた記事を作成している。毎月、「声の広報」を発行している。                                                                   | ホームページを作成する全職員への周知徹底が出来ていない。「声の広報」利用者が少ない。                                                                          | これまでも、見やすいページ作成をするよう職員への周知を定期的に行ってきたが、十分に行き届いていないと思われる。「声の広場」利用者が少ない。 | 令和6年度中に予定している市ホームページのリニューアルの際に、職員への操作説明と合わせ、見やすいページ作成やアクセシビリティに関する周知を行う。                                                 | 情報提供の充実については、見やすさ、文字の大きさに配慮したホームページの作成を実施し、随時必要な情報を掲載を行った。一方で「声の広報」の利用者数が増えないことから、制度の周知を図ることが必要である。                                                                             |
| 51 |                    |                          | 67     | 障害者総合支援法による障害者福祉サービスや地域生活支援事業を紹介する情報を掲載している。                                                                                               | ホームページに掲載されているコンテンツが不足している。各種、申請書がダウンロードできない。                                                                       |                                                                       | 今後も障害の有無にかかわらず、利用しやすい、分かりやすさに配慮したホームページの作成に努めます。                                                                         |                                                                                                                                                                                 |
| 52 | (2)コミュニケーション支援     | ① コミュニケーション支援体制の整備       | 67     | (一社)高知県聴覚障害者協会へ意思疎通支援事業、要約筆記者派遣事業を委託している。<br><br>市広報誌で手話通訳・要約筆記者の派遣事業を広報した。平成29年度に手話奉仕員養成講座を県内初となる南国市・香南市との3市共催で香美市内で開催した。                 | 手話奉仕員養成講座は内容が難しく、基礎課程まで修了できる方が少数の見込み。                                                                               | 利用者が少なく、制度周知が必要となっている。聴覚に障害があっても、手話ができる方が少ない。                         | 引き続き制度周知を務める。                                                                                                            | コミュニケーション支援については、高知県聴覚障害者協会へ意思疎通支援事業、要約筆記者派遣事業を委託し、手話奉仕員養成講座を実施し、支援体制を整備した。                                                                                                     |

| No | 施策の総称<br>(32施策)                | 主な事業<br>(69施策)     | 頁<br>数 | H29までの現状                                                                              | H29年度末の課題                                                         | 令和6年3月時点の課題                                                         | 令和6年度以降の方針                                                    | まとめ                                                                                                                                                |
|----|--------------------------------|--------------------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 53 | (1)障害福祉サービスの充実                 | ① 障害福祉サービスの充実      | 68     | 指定特定相談支援事業者として4者、指定障害児相談支援事業者として2者の指定を行っている。地域生活支援事業である相談支援事業を委託により実施している。            | 制度改正に伴う事務量の増加等により、新規の利用者が受付が困難となりつつある。特に、障害児については、2者しかない状態が続いている。 | 新規の利用者が受付が困難となりつつある。                                                | 引き続き、地域生活支援事業である相談支援事業を委託により実施する。                             | 障害福祉サービスの充実については、香美市相談支援事業所連絡会を通じて、連携や必要な情報共有を行い、適切なサービス利用に繋げることができた。苦情解決体制は障害福祉サービスの計画相談やモニタリングの際に相談員から苦情を吸い上げることも出来たことから、高知県運営適正化委員会の実施が未実施であった。 |
| 54 |                                | ② 苦情解決体制の推進        | 68     | 障害福祉サービスの計画相談やモニタリングの際に相談員から苦情は吸い上げられている。平成29年度に指定特定相談事業所へ周知し、高知県運営適正化委員会のチラシを配布している。 | 高知県運営適正化委員会との連携が図れていない。                                           | 高知県運営適正化委員会との連携が図れていない。                                             | 引き続き、福祉サービスの利用者からの苦情については、各機関と連携し、解決に努めます。                    |                                                                                                                                                    |
| 55 | (2)年金や各種手当等経済的制度の周知            | ① 年金制度・各種手当制度等の周知  | 68     | 市広報誌及び市ホームページに掲載し、周知を行っている。<br><br>毎年市広報誌に申請手続について掲載している。                             | 引き続き、市広報誌及び市ホームページへの掲載、パンフレットの配布等で周知を行う必要がある。                     | 年金制度や各種手当等の経済的制度は、制度が多く制度の利用対象となった方への情報提供が難しい。                      | 引き続き、市広報誌及び市ホームページへの掲載、パンフレットの配布等、様々な媒体により周知に努めます。            | 年金や各種手当等経済的制度の周知については、広報誌及びホームページに掲載し周知を図ることが出来た。                                                                                                  |
| 56 |                                | ② 税制度等の周知          | 68     | 市ホームページ、市広報誌に掲載するほか、手帳発行時や相談時に県発行の福祉のしおりを手渡し、周知しています。                                 | 特になし。                                                             | ホームページ、市広報誌に掲載するほか、手帳発行時や相談時に県発行の福祉のしおりを手渡しているが、制度について把握できていない人がある。 | 引き続き広報やホームページ等で周知を行っていく。<br>なお、現在活用している媒体以外にも周知の方法がないか検討していく。 |                                                                                                                                                    |
| 57 |                                | ① ボランティアの育成        | 69     | 障害者に限らず、ボランティア活動に参加意欲のある方の登録・斡旋を行っている。                                                | ボランティア活動への参加者が増えない。ボランティアの新規育成ができていない。                            | ボランティア参加者の高齢化、新規でボランティア活動参加者が少ない。若い世代への周知や関りが必要である。                 | 引き続き、香美市社会福祉協議会等と連携し、住民への周知啓発を行い、ボランティア活動への参加意識の高揚を図る。        |                                                                                                                                                    |
| 58 | (1)地域での支えあいの仕組みづくりとボランティア活動の推進 | ② ボランティア、NPO等の活動支援 | 69     | 香美市社会福祉協議会が行うボランティア活動及びボランティア協議会へボランティア活動事業費補助金を交付している。                               | ボランティアの活動情報や募集の周知を図り、気軽に参加しやすい環境づくりが必要である。                        | 会員の高齢化、人員不足により住民へ啓発活動が不十分である。                                       | 市民が積極的にボランティア、NPO活動を行えるよう、情報提供や交流の場の提供に努める。                   | 地域での支えあいの仕組みづくりとボランティア活動の推進については、社会福祉協議会が障害者に限らず、ボランティア活動に参加意欲のある方の登録・斡旋を行ったが、特に若い世代のボランティア参加者が少ないことから、若い世代に向けた広報が必要である。                           |

| No | 施策の総称<br>(32施策)       | 主な事業<br>(69施策)   | 頁<br>数 | H29までの現状                                                                                                                        | H29年度末の課題                                                                                                                            | 令和6年3月時点の課題                                                                                                    | 令和6年度以降の方針                                                                                                                                                     | まとめ                                                                                                                                                      |
|----|-----------------------|------------------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 59 | (1)住居の改善              | ① 住宅改修・住宅改造の推進   | 69     | 障害者手帳取得時に、しおりにより周知をしている。                                                                                                        | 既に取得している方への周知が難しい。                                                                                                                   | 制度上の課題ではないが、借家の場合は多くの方が利用できない。                                                                                 | 制度の利用者には、高知県住宅等改修アドバイザー事業を利用して適切に事業を進める。                                                                                                                       | 住居の改善については、住宅改修・住宅改造については助成を実施し、住居の改善を行った。公営住宅の改修の場合は模様替申請があった場合に許可を出していたが、自己負担による設置撤去の必要があり、申請件数が全体的に少なかった。                                             |
| 60 |                       | ② 公営住宅のバリアフリー化   | 69     | 建替事案が生じた場合は、ユニバーサルデザイン設計に基づくプログラム等を検討してきた。また、模様替申請において、手すりやスロープ等の設置申請が提出された場合は、退去時の原形復旧を条件として承認している。                            | 模様替申請において、手すりやスロープ等の設置申請が提出された場合は、退去時の原形復旧を条件として承認するが、自己負担による設置・撤去となるためか、申請がない。                                                      | 模様替申請において、手すり等の設置申請が提出された場合は、退去時の原形復旧を条件として承認しているが、自己負担による設置・撤去のために、申請が少ない。                                    | 建替事案が生じた場合は、ユニバーサルデザイン設計に基づくプログラム等を検討する。また、既存住宅においては模様替申請により手すりやスロープ等の設置を承認していく。                                                                               |                                                                                                                                                          |
| 61 | (2)建築物・道路等のバリアフリー化の推進 | ① 公共施設の整備        | 69     | 本市における建物系公共施設については、約1/3が昭和56年度の新耐震化基準以前に建築された施設であり、これらの施設の更新時期が近づいている。改築等がなされていない建物はバリアフリーに対応できておらず、高齢の利用者にとっては使い勝手が悪い施設となっている。 | 平成30年度から2か年かけて、今後における建物系公共施設の取扱い方針を定めるため「香美市公共施設個別施設計画」を策定することとなっている。そのなかで、個々の施設について改修等を含めた具体的な方針を定めていくことから、施設に関する詳細な実態の把握が必要となっている。 | 令和元年度に策定した「香美市公共施設個別施設計画」に基づき改修を推進することとしているが、計画どおりに進捗していない施設がある。                                               | 新築施設についてはバリアフリーとし、既存施設については「香美市公共施設個別施設計画」に基づいた改修を推進する。                                                                                                        | 建築物・道路等のバリアフリー化の推進については、建築物については令和2年に香美市公共施設個別施設計画を策定し、策定後は計画に基づき既存の建物の改修を推進した。道路等バリアフリー化は必要性を感じているが既設路線で開設経歴の古い路線の老朽化から維持管理費に費用を要することから、予算の関係上実施が難しかった。 |
|    |                       |                  | 69     | 都市公園内の階段やトイレに手摺の新設、改修を行っている。                                                                                                    | 秦山公園は供用開始から12年が経過し木柵手摺等の老朽化が進んでいる。                                                                                                   | 秦山公園は木柵手摺等の老朽化が進んでおり、修繕する必要があるが、予算の確保が難しい状況であった。                                                               | 引き続き、木柵手摺の交換、階段の改修を行う                                                                                                                                          |                                                                                                                                                          |
| 62 |                       | ② 道路等のバリアフリー化の推進 | 69     | 近年の整備路線においてはバリアフリー化している。                                                                                                        | バリアフリー化については、必要性を感じているが既設路線で開設経歴の古い路線の老朽化から維持管理費に費用を要して実施に至っていない。白線等誘導施設についても、修繕を要す路線が多く、予算確保が困難な状況となっている。                           | 本年度予定している道路整備(バリアフリー化、区画線(白)の補修、グリーンベルト(緑)設置については計画どおり実施できる見込み。しかし、区画線(白)については、市内全域で補修が必要な状況であり、整備が全く追いついていない。 | 新道については、国交付金、補助金等を活用し、可能な範囲でバリアフリー化(段差解消)を実施しているが、歩道幅員が狭く、車いす等の走行の支障となるため、点字ブロック設置は困難な状況である。また、区画線(白)については、計画的に補修を行っていく必要があるが、市道維持管理予算が潤沢ではないため、実施困難な状況となっている。 |                                                                                                                                                          |

| No | 施策の総称<br>(32施策) | 主な事業<br>(69施策)            | 頁<br>数 | H29までの現状                                                                                                    | H29年度末の課題                                            | 令和6年3月時点の課題                                                                                                                                                  | 令和6年度以降の方針                                                                                                                           | まとめ                                                                                                                                                                  |
|----|-----------------|---------------------------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 63 | (1)防災対策の推進      | ① 家具転倒防止対策の推進             | 70     | 市の補助金制度について、広報誌や自主防災組織連絡協議会等で広報・啓発を実施している。                                                                  | 広報・HPでの周知しているが、設置数が伸びていない。                           | 広報やHP、各種講習会の際などに周知をしているが、実施件数が伸びていない。                                                                                                                        | 令和6年1月に発生した能登半島地震を受け申し込みが殺到し、計画数値まで伸ばすことができた。この熱が冷めないうちに広報やホームページ等で呼び掛けを行うことで対策を進める。                                                 | 防災対策の推進については、個別避難計画の作成を行っているが、継続的に更新の必要があり、今後も継続していく。また福祉避難所の指定、確保については県と連携しつつ協定を締結しているが受入れ可能人数が圧倒的に不足しており、引き続き福祉避難所の確保に努めなければならない。                                  |
| 64 |                 | ② 災害時の要配慮者対策の推進           | 70     | 災害時避難行動要支援者の避難体制を整えるため、同意を得られた方の名簿を、避難支援関係者に提供し、要支援者毎の個別避難行動支援計画を作成し、災害時の避難対策を図ってきた。個別避難行動支援計画の策定数1件(29年度末) | 不同意者数の削減や、個別避難行動支援計画策定数の増加に努める必要がある。                 | 個人情報の流出といった懸念から名簿への情報掲載について、同意いただける方の割合が伸びていない。計画を作成しても1年で3割程度が対象者が死亡する、施設等へ入所するといった事情から利用できなくなる一方、同数程度の新たな対象が発生している。自主防災組織の活動が低調であるといった理由から、計画の活用につながっていない。 | 令和5年度に市社会福祉協議会とシステムを一本化できた。今後は、民生児童委員も含めて、避難行動要支援者へ支援を強化する。居宅介護支援事業所や特定相談支援事業所との協定を通じて、名簿への情報掲載についての同意者を増やしていく。また、発災後の安否確認の体制を整えていく。 |                                                                                                                                                                      |
| 65 |                 | ③ 福祉避難所の指定・確保             | 70     | 福祉避難所・4施設、広域福祉避難所6施設と協定を締結している。                                                                             | 現状の施設数では災害発生時に想定される福祉避難所への避難者数に対して、不足している。           | 一般避難所の福祉避難スペースへの受入可能者数と福祉避難所の受入可能人数を合わせると、想定利用対象者を超過しているが、実効性に疑問が残る。広域福祉避難所における受入調整の方法が不明瞭となっている。福祉避難所についても受入調整から受け入れ後の支援、費用負担について詳細が決定していない。                | 香美市福祉避難所連絡会を通じて、協定書の見直し、避難所開設・運営のガイドライン、マニュアルを作成し、運用面での取組を進めていく。                                                                     |                                                                                                                                                                      |
| 66 | (2)消防・救急体制の充実   | ① 新たな通報システムの整備(Net119の導入) | 70     | 令和元年度からの新規事業                                                                                                |                                                      | 特になし                                                                                                                                                         | これまでどおりで、新たな取り組みはなし。                                                                                                                 | 令和元年にらNet119の運用を開始し、対象者に案内の送付や市のホームページに掲載することにより登録者数の増加を図った。                                                                                                         |
| 67 | (3)防犯・交通安全対策の推進 | ① 防犯知識の普及等                | 71     | 防犯知識の普及については、障害者に限らず、市長を会長とする地域安全協会や香美地区地域安全推進協議会において、広報活動、振り込め詐欺被害防止活動などの啓発活動を実施している。                      | 推進協議会による活動は会員によるボランティア活動で成り立っているが、会員の高齢化や後継者の問題がある。  | ・定期・特別巡回補導時間以外の問題行動・迷惑行為等への対応(特に職員の勤務時間外197が難しく、関係機関と連携して取り組む必要がある。<br>・SNS等のインターネットを通じた問題行動への対応が難しい。                                                        | 新型コロナウイルスの行動制限がなくなりつつあるので、色々な活動をより多く、実施できるよう務めたい。                                                                                    | 防犯・交通安全対策の推進については、高齢者対象地域で安全教室を開催し、また併せて個別訪問で防犯に関する啓発活動を行った。交通安全教室はコロナウイルス感染防止の観点から安全教室が実施出来なかった年度もあった。また心のバリアフリーを普及させるために、JR利用者の車道へのはみ出し駐輪の注意喚起看板の設置や早朝の整理員を配置を行った。 |
| 68 |                 | ② 交通安全教育の充実               | 71     | 障害者福祉施設において、交通安全教室を実施している。                                                                                  | 知識習得度を高めるため受講者のレベルに応じた指導方法の研鑽が必要となっている。              | 知識習熟度を高めるため、受講者のレベルに応じた指導方法の模索及び継続した指導の実施が必要となっている。                                                                                                          | 交通安全関係機関と連携し、受講者のレベルに応じた柔軟な指導を行い、交通安全知識の習熟を図る。                                                                                       |                                                                                                                                                                      |
| 69 |                 | ③ 「心のバリアフリー」の普及           | 71     | JR利用者の車道へのはみ出し駐輪の注意喚起看板の設置や早朝の整理員を配置している。                                                                   | 整理員の配置していない時間帯での利用者[学生等]のモラルがわるい。特によさこい祭り期間中には苦情が多い。 | 放置自転車の存在などモラルの問題がある。他の利用者の為にも整理員の配置について継続する必要がある。                                                                                                            | 整理員の配置を継続する。                                                                                                                         |                                                                                                                                                                      |